



鳥取県公報

令和2年8月4日（火）
第9223号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥獣捕獲等事業の変更の認定（453）（緑豊かな自然課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定の解除予定（2件）（454・455）（森林づくり推進課）・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（456）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	屋外広告物講習会の開催（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第453号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行ったので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県 猟友会	鳥取市湖山町西二丁目 413	柴垣 信司	捕獲従事者の追加	令和2年7月21日

鳥取県告示第454号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町三吉字床吉山鉦後口918の2（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第455号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日南町三吉字床吉山鉦後口918の2（次の図に示す部分に限る。）、918の7
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第456号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、湯梨浜町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和2年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 令和2年7月20日から令和3年3月15日まで
- 3 作業地域 東伯郡湯梨浜町地内

公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の10第1項の規定により、令和2年鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和2年8月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
令和2年10月27日（火） 午前9時から午後4時40分まで	鳥取県中部総合事務所 1号館B棟2階 第205会議室	広告物に関する法令 広告物の施工に関する事項 広告物の表示の方法に関する事項

2 受講申込手続

(1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、東部建築住宅事務所、八頭県土整備事務所維持管理課、中部総合事務所生活環境局建築住宅課、西部総合事務所生活環境局建築住宅課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課、鳥取市都市整備部都市環境課、鳥取市各総合支所及び各市町村役場並びに鳥取県のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/174019.htm>)において配布する。

(2) 受講申込書の受付期間

令和2年9月1日（火）から同年10月2日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、令和2年10月2日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、郵送又は信書便による場合は、アの場所に送付すること。

ア 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取県庁本庁舎7階）

イ 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部建築住宅事務所

ウ 八頭郡八頭町郡家100 鳥取県八頭県土整備事務所維持管理課

エ 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課

オ 米子市糶町一丁目160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

カ 日野郡日野町根雨140-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局維持管理課

3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙貼付欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。なお、県外在住等の理由により鳥取県収入証紙を購入することが困難な場合は、納付書により納付することができるので、5の問合せ先に確認すること。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第13条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課景観・建築指導室景観づくり担当（電話0857-26-7363）

6 その他

この講習会は、令和2年鳥取県・鳥取市屋外広告物講習会として、鳥取市との合同により開催する。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和2年8月4日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和2年9月6日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和2年9月14日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和2年9月28日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和2年9月1日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等 射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
令和2年9月8日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和2年9月15日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和2年9月29日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和2年9月29日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
 - ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
 - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 12,700円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
 - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。